

令和7年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業
による電力購入契約（P P A方式）に関する協定書（案）

福岡市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、別紙1に定める福岡市の市有施設（以下「市有施設」という。）において、令和7年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）による太陽光発電設備をP P A方式で導入するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 本協定は、P P A方式により、乙が甲の電力を供給するために必要となる太陽光発電設備（太陽光パネル、パワーコンディショナ、蓄電設備（設置する場合）等）、その他電力を供給し、また維持管理するにあたって必要となる機器等（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置及び維持管理等の事業実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本事業の実施にあたっては、法令、使用（占用）許可に付された条件、本協定、本事業の公募要領書、公募仕様書及び乙が甲に提出した企画提案書の記載内容に従うものとする。
 - 3 太陽光発電設備等により発電され、市有施設へ供給された電力の二酸化炭素排出削減等の環境価値については、甲に帰属するものとする。
 - 4 本協定に定める請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 本事業に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 本事業は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 本協定に係る訴訟の提訴又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（電力購入契約の締結等）

- 第2条 甲と乙は、本協定とは別に、太陽光発電設備等の設置完了までに、太陽光発電設備等により発電された電力に係る電力購入契約（以下「電力購入契約」という）を、別紙1の施設ごとに、締結するものとする。
- 2 本事業の契約期間、契約単価及びその支払いに関しては、電力購入契約で定める。

（太陽光発電設備の設置等）

- 第3条 乙は、太陽光発電設備等を別紙1に示す場所に設置する。
- 2 乙は、太陽光発電設備等を設置する場所について、福岡市公有財産規則（昭和39年3月30日 規則第33号（令和3年4月1日施行））及び、福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年3月30日 条例第44号（令和6年4月1日施行））に基づき、行政財産目的外使用許可または道路占用許可の申請を行い、甲の許可を受けなければならない。なお、使用を許可された場所（以下「本件スペース」という。）以外の場所を一時的に使用する必要が生じた場合は、甲乙間で協議するものとする。
 - 3 甲は、第2項の許可期間中、乙が本事業を遂行する目的で本件スペースを使用できるよう配慮しなければならない。
 - 4 乙は、太陽光発電設備等の設置、増設又は改造等を行うときは、予め設計図及び仕様書等を甲に提示し、甲の書面による承諾を得なければならない。
 - 5 本協定期間の満了日までの間、太陽光発電設備等は市有施設に付合すことのない独立の動産であり、太陽光発電設備等の所有権は乙に帰属する。

- 6 乙が設置する太陽光発電設備等は、災害時及び停電時などの非常時においては、太陽光発電による電力を、甲が使用できるようにするものとする。また、その内容については、別途協議により定める。
- 7 乙は、設置した太陽光発電設備等の発電量の状況等を、甲に対し報告することとする。報告の方法、内容および時期等については、別途協議により定める。
- 8 乙は、甲から要請があった場合には、市有施設の周辺住民等に対して、本事業の工事や調査、維持管理等（以下「設置工事等」という。）の内容に関する説明、その他の周知を行うものとする。
- 9 乙は、太陽光発電設備等の設置に伴う太陽光の反射光、その他の環境影響について十分に配慮するとともに、著しい環境影響が予測される場合や、施設への影響の可能性があるとして、甲から要請があった場合には、その影響を減じるために必要な対策を講じるものとする。
- 10 乙は、市有施設の利用者の安全及び利用に十分配慮し、甲と協議した上で設置工事等の工期及び作業時間帯を決定するものとする。
- 11 乙は、設置工事等の期間中、市有施設の利用者及び施設職員の安全管理を十分に行い、事故防止に努めなければならない。
- 12 乙は、本事業に起因する市有施設の損傷、雨漏り、不具合等が発生した場合は、乙の負担により速やかに当該部分の補修を行わなければならない。但し、事業期間中に予見不可能な天災地変による破損、設置工事等の開始前の市有施設の損傷等が原因の場合は、この限りではない。
- 13 事業期間中に、本事業が原因と想定される施設の不具合が発生した場合は、乙は原因究明に協力することとする。
- 14 甲が行う市有施設の防水改修工事等の際に、太陽光発電設備等の撤去・移設が必要な場合は、太陽光発電設備等を設置する市有施設の建物1棟ごとに事業期間中1回を限度とし、乙は、乙の負担で、太陽光発電設備等の撤去、移設、再設置を行わなければならない。詳細については、甲乙間で協議するものとする。
- 15 甲は、太陽光発電設備等の運用に支障が生じないよう、市有施設を維持管理するものとし、太陽光発電設備等への影響を伴う工事を行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。
- 16 甲は、市有施設の維持管理のために、太陽光発電設備等の運転停止を要請することができ、乙は当該要請に応じなければならない。甲は当該要請による発電量の補償は行わないこととするが、太陽光発電設備等の運転停止の期間が概ね一週間以上にわたり、乙が契約期間の延長を希望する場合は、甲乙協議の上、電力購入契約期間を延長することができる。
- 17 甲の電力の使用が、次のいずれかの原因により太陽光発電設備等、その他の電気工作物に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがある場合には、甲乙間で協議のうえ必要な措置を講ずることとする。
 - (1) 負荷の特性によって電力の各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって市有施設が使用する電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって市有施設が使用する電力の波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 市有施設が使用する電力に著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - (5) その他、本項第1号から第4号以外に、使用する電力に著しく不具合が発生する場合

（太陽光発電設備等の設置費用等）

第4条 太陽光発電設備等は、乙の費用により設置する。

- 2 前項に規定する設置費用について、甲が環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」以外の国等の補助金を本事業に充当する場合は、乙は、第2条に規定する電力購入契約において、交付を受けた当該補助金額相当分を、当該補助金の交付要綱等に則り控除した電気料金とする。
- 3 太陽光発電設備等の設置に係る公租公課は、乙の負担とする。
- 4 第2項に規定する国等の補助金の交付については、国会、及び、福岡市議会による予算の成立を前提とし、行うものとする。

(電力購入契約満了時の原状復帰義務)

- 第5条 乙は、電力購入契約期間が満了した場合は、太陽光発電設備等を甲に無償譲渡する。但し、蓄電設備を設置している場合は、電力購入契約期間満了日から1年以内に、乙の費用負担により蓄電設備を撤去して使用部分を原状復帰し、甲に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は蓄電設備の撤去及び使用部分の原状復帰は行わずに、別途甲が指定する状態で使用部分を返還することができるものとする。
 - 3 乙は、電力購入契約期間が満了した場合において、市有施設に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求することができない。
 - 4 甲は、第2項による場合を除き、乙が第1項の義務を履行しない場合は、蓄電設備を撤去して使用部分を原状復帰し、乙にその費用を請求することができる。
 - 5 乙は、第1項の規定により、蓄電設備の撤去を行う場合は、蓄電設備の撤去に起因し、蓄電の機能を除いた太陽光発電設備等の機能に影響を及ぼすことのないよう、撤去部の復旧・処置を行わなければならない。
 - 6 甲に返還した箇所において、本協定の満了日より1年以内に乙による蓄電設備の撤去に起因して雨漏り等の不具合が発生した場合には、乙は誠実に対策を講じなければならない。
 - 7 第1項の規定により、太陽光発電設備等を甲に無償譲渡するときは、乙は、乙の負担で、甲に太陽光発電設備等の保全に関する資料の引き渡しと太陽光発電設備等の維持管理手順の説明を行うものとする。詳細については、甲乙間で協議するものとする。

(市有施設の廃止等に伴う対応)

- 第6条 甲は、事業期間中に市有施設の廃止、建替え、改築若しくは譲渡等を行うことにより、又は使用部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたことにより、使用許可を失効・取り消す場合の対応については、甲乙間で協議により決定するものとし、乙は甲に費用を請求することが出来る。
- 2 第1項の協議により乙が太陽光発電設備等を移設する必要が生じた場合は、甲は移設に適すると認められる市有施設を乙に提示するよう努めるとともに、甲はその費用の全部を負担する。乙が費用を甲に請求する場合には、積算根拠等を記載した書面をもって通知するものとする。
 - 3 甲は、前項の通知を受けたときは、乙と移設工事の工程や費用負担等を協議し、合理性が認められる範囲で費用を支払うものとする。また、移設先の施設で自家消費しないことにより、著しく収入が得られなくなった場合は、乙は、協議の上、甲に違約金を請求することができる。
 - 4 乙は、第2項に規定する甲が提示する市有施設に太陽光発電設備等を移設する場合は、使用

許可を受けた期間の残余期間について、移設先において改めて使用許可を申請するものとする。

- 5 第1項の協議の結果太陽光発電設備等を撤去する必要が生じたときは、甲乙間で協議の上、乙は太陽光発電設備等を撤去し、太陽光発電設備等の撤去が生じた施設の電力購入契約を変更することができる。撤去費用については、甲は、乙と撤去工事の工程や費用負担等を協議し、合理性が認められる範囲で費用を支払うものとする。電力購入契約の変更内容については、甲乙間で協議するものとする。
- 6 前項の場合において、乙は、甲に対して、別紙2で定める違約金の計算式により求められる違約金を請求できるものとする。

(市有施設の修繕工事等に伴う対応)

第7条 甲は、市有施設の修繕、補修及び改修等の工事を行うことにより、太陽光発電設備等の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、乙に対して事前に当該工事の概要を通知するものとする。また、甲は、太陽光発電設備等の管理に影響が及ばないと見込んで開始した市有施設の修繕、補修及び改修等の工事において、当該工事の施工中又は施工後に影響を及ぼすことが判明した場合には、速やかにその状況を乙に通知するものとする。

- 2 乙は、前項の通知を受けた場合で、太陽光発電設備等の管理に支障が生じると認めるとときは、その支障を最小限に抑えるため、甲に対して当該工事の仕様の変更又は対策を要求することができる。
- 3 甲は、前項の要求に対して、可能な限り協力するものとする。
- 4 第1項の工事に起因して、乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細を甲に通知するものとする。
- 5 甲は、前項の通知を受けた場合に、損害、損失又は増加費用の状況を確認した上で、乙と協議し、合理性が認められる範囲でその費用を負担するものとする。

(秘密保持等)

第8条 乙は、本協定により行う業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

(甲の禁止事項)

第9条 甲は、以下の各号の事項を行わず、又は第三者をして行わせない。但し、乙による事前の書面による承諾を受けた場合、若しくは、市有施設の運営に支障を生じる場合はこの限りではない。

- (1) 第三者に本件スペースを賃貸すること、本協定に基づき乙が受けた使用許可と矛盾し、又はこれに抵触する権利を設定すること。
- (2) 本協定に基づく甲の地位を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
- (3) 市有施設の太陽光発電設備等に照射する太陽光を遮断し、若しくは減少させる工作物等を設置すること、又は太陽光発電設備等の発電に障害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
- (4) 太陽光発電設備等に不具合を生じさせる行為、太陽光発電設備等の正常な稼働を妨げる行為並びにそれらの可能性のある行為を行うこと。
- (5) 太陽光発電設備等に係る乙の権利を侵害する行為を行うこと。

- (6) 乙又は乙の委託先による本協定、又は、電力購入契約に従った市有施設への立入り及び本件スペース付随施設等の使用を妨げること。
 - (7) 本件スペースについて、太陽光発電設備等の設置又は維持に必要な範囲を下回るスペースのみを許可すること。
- 2 甲は、前項で定めた内容に反する場合は、乙の申し出に従い、甲がその責任と費用負担において、当該違反を直ちに解消する。

(乙の禁止事項)

第10条 乙は、以下の各号の事項を行わず、又は第三者をして行わせない。但し、甲による事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 本協定に基づき乙が受けた使用許可を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供すること。
- (2) 本協定に基づく乙の地位を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供すること。
- (3) 本件スペースの全部又は一部を第三者に転貸し、又は太陽光発電設備等の全部若しくは一部を第三者に賃貸すること。
- (4) 本件スペースの原状を変更すること。但し、本協定第1条に定める目的を達成するために必要な限度で変更を行う場合を除く。
- (5) 不潔、悪臭を発するなど衛生上有害な行為を行うこと。
- (6) 市有施設に不具合を生じさせる行為、市有施設の正常な稼働及び運営を妨げる行為、並びにそれらの可能性のある行為を行うこと。
- (7) 市有施設に係る甲の権利を侵害する行為を行うこと。

(甲による本協定の解除等)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、乙に対して書面により通知した上で、事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が乙の責めに帰すべき事由により本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が本協定又は関係法令に違反したとき。
- (3) 乙から事業の継続が困難になった旨の報告があったとき。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められる場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が解散したとき。
- (2) 乙が本協定又は関係法令に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて改善を指示してもその状態が解消されないとき。
- (3) 乙が経営状況等の悪化により、事業を適切に実施できない恐れがあると認められるとき。

3 甲は、前項に定める場合を除き、本協定を解除し、事業の全部又は一部の停止を命ずることができない。

(乙による本協定の解除)

第12条 乙は、甲が本協定に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、その状態が解消されない場合には、甲に対して書面により通知した上で、本協定を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合を除き、本協定を解除することができない。

(暴力団等関与に対する解除権)

第13条 甲は、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定及び電力購入契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に電力購入契約の債権を譲渡したとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) 乙が、第1号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（第9号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。
- 2 前項第10号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第11条第2項各号又は第13条第1項各号に定める事由が甲の責めに帰すべきものであるときは、甲は、本協定を解除することができない。

（本協定解除に伴う電力購入契約の解除）

第15条 第11条第2項、第12条第1項又は第13条第1項に基づき、本協定が解除された場合は、本事業に係る全ての電力購入契約についても解除することとする。

（乙の責めに帰すべき事由により本協定が解除された場合の太陽光発電設備等の取扱い）

第16条 第11条又は第13条に基づき、本協定が全部解除された場合には、乙は、太陽光発電設備等を甲に無償譲渡する。但し、蓄電設備を設置している場合は、本協定の解除日から1年以内に、乙の費用負担により蓄電設備を撤去して使用部分を原状復帰し、甲に返還しなければならない。

- 2 第11条又は第13条に基づき、電力購入契約が解除された場合は、その時点で乙から甲に太陽光発電設備等の所有権が移転する。なお、太陽光発電設備等の工事が完了しておらず、太陽光発電設備等が市有施設へ電力供給できない状態である場合は、乙の費用負担により、太陽光発電設備等の一切を撤去し、使用部分を原状復帰した上で、甲に返還しなければならない。
- 3 前項に基づき乙から甲に太陽光発電設備等の所有権が移転する場合、乙は太陽光発電設備等を現状有姿で引き渡すものとする。なお、太陽光発電設備等に明らかな不具合がある場合は、乙により太陽光発電設備等の機能を回復させた上で、甲に引き渡さなければならない。
- 4 太陽光発電設備等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間が経過するまでの間に本協定又は電力購入契約が解除された場合は、乙は、太陽光発電設備等の撤去について本事業に充当された補助金（以下「本補助金」という。）の交付を行った国等の関係機関の承認を得るものとする。
- 5 甲に返還した箇所において、本協定の満了日より1年以内に撤去工事を原因とする雨漏り等の不具合が発生した場合には、乙は誠実に対策を講じなければならない。
- 6 本条第1項、又は、第2項の規定により、太陽光発電設備等を甲に無償譲渡するときは、乙は、乙の負担で、甲に太陽光発電設備等の保全に関する資料の引き渡しと太陽光発電設備等の維持管理手順の説明を行うものとする。詳細については、甲乙間で協議するものとする。

（市有施設への立入り及び甲の協力）

第17条 乙又は乙が指定する第三者（再委託先を含む。）は、電力購入契約の遂行又は太陽光発電設備等の維持管理に必要な場合は、甲の承諾を得て、本件スペース及び市有施設敷地に立ち入ることができるものとする。この場合、甲は正当な理由なくこれを拒むことはできず、乙に必要な協力をを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定に係わらず緊急を要する場合は、甲の事前の承諾なしに立ち入ることができる。この場合において、乙は当該立入りの後、速やかに甲に対して立入りの理由、緊急性及び立入りの内容を通知するものとする。
- 3 乙又は乙が指定する第三者（再委託先を含む。）は、次の業務を実施することができ、甲はそれに協力するものとする。
 - (1) 電気工作物の設置、試運転、点検、メンテナンス、計量値の確認、維持、変更及び改良等
 - (2) その他本事業の実施、電力購入契約の成立、変更若しくは終了等に必要な乙の業務
- 4 甲は、本事業の実施にあたり、乙からの要請があった場合には、誠実に対応するものとする。
- 5 甲が、本件スペースに立ち入り、又は第三者をして本件スペースに立ち入らせる場合において、当該立入りにより甲又は当該第三者に損害が生じたとしても、乙は、当該損害について責任を負わない。

（乙の協力）

第18条 市有施設のメンテナンス、その他市有施設の運営上、特に必要と認められる措置を行うため、甲から要請があった場合には、乙は甲の当該要請に応じることとする。

- 2 前項に基づき、甲が太陽光発電設備等の運転停止を伴う要請を行った場合には、甲は乙に対して発電量の補償は行わないこととする。但し、太陽光発電設備等の運転停止等の期間が概ね一週間以上にわたり、乙が契約期間の変更について希望する場合は、甲乙協議の上、電力購入契約の期間を延長することができる。
- 3 市有施設の維持管理において、甲が太陽光発電設備等の発電量等の情報を監視する等の対応を依頼した場合は、乙は、協力をすることとする。なお、当該対応に係る必要な工事、市有施設及び太陽光発電設備等の改造等の一切の費用は、甲の負担とする。

(自己責任の原則)

第19条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により本協定に起因して第三者から苦情等の請求がなされた場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用を以て処理・解決するものとする。甲が本協定の履行にあたって第三者に対して苦情等の請求を行う場合、又は第三者から損害を被った場合も同様とする。

- 2 甲は、甲がその故意又は過失により乙に損害を与えた場合、乙に対して、当該損害の賠償を行うものとする。
- 3 乙は、自己の責めに帰すべき事由により本協定に起因して第三者から苦情等の請求がなされた場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用を以て処理・解決するものとする。乙が本協定の履行にあたって第三者に対して苦情等の請求を行う場合、又は第三者から損害を被った場合も同様とする。
- 4 乙は、乙がその故意又は過失により甲に損害を与えた場合、甲に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

(保険の付保)

第20条 乙は太陽光発電設備等に対し、自己の責任と費用負担において、本協定、及び本契約に関連して発生する損害を対象とする損害保険を付保する。

- 2 甲の請求があった場合は、乙は本条の規定に従い付保した損害保険に係る保険契約、付保証明書及び保険証券の写しを甲に交付する。

(事情変更)

- 第21条 甲及び乙は、電力購入契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲と乙間で協議の上、本協定の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本協定に定める条項を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議の上、書面により定めるものとする。

(その他)

第22条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議の上決定する。

(本協定の期間)

第23条 本協定の期間は、令和 年 月 日から、本協定以降に蓄電設備を撤去し、原状復帰が完了するまでの期間とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙 記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

印

乙 ○○○○○○○○

○○○○ ○○○○

○○○○○○○

印

(別紙 1)

(別紙2) 違約金

違約金について以下のとおり定める。

- 1 乙は、以下の計算式により施設ごとの違約金を算定し、解約されたすべての施設の違約金を合計した額を、解約月末に甲に請求できる。

施設ごとの違約金= [対象施設における月次想定発電量 (kWh/月)] × [契約終了時の太陽光発電電力使用単価] × [240カ月から電力購入契約における電力の供給を行った月数*を差し引いた残月数]

- 2 月の途中で解約となった場合は、解約があった月を残月数に含めるものとし、その場合の違約金は、前項の定めにかかわらず以下の計算式により算定するものとする。

施設ごとの違約金= [対象施設における月次想定発電量 (kWh/月)] × [契約終了時の太陽光発電電力使用単価] × [(240カ月から電力購入契約における電力の供給を行った月数*を差し引いた残月数)] – (解約があった月の電力購入契約における電気料金の額)

- 3 1 施設のうちの一部分で撤去が生じた場合の違約金は、第1項、前項の定めにかかわらず以下の計算式により算定するものとする。

対象建物の撤去部分の違約金= [対象建物の撤去部分における月次想定発電量 (kWh/月)] × [契約終了時の太陽光発電電力使用単価] × [240カ月から電力購入契約における電力の供給を行った月数*を差し引いた残月数]

- 4 前項の場合で、月の途中で解約となった場合は、解約があった月を残月数に含めるものとし、その場合の違約金は、前項の定めにかかわらず以下の計算式により算定するものとする。

対象建物の撤去部分の違約金= [対象建物の撤去部分における月次想定発電量 (kWh/月)] × [契約終了時の太陽光発電電力使用単価] × [(240カ月から電力購入契約における電力の供給を行った月数*を差し引いた残月数)] – (解約があった月の電力購入契約における電気料金の額)

*電力購入契約における電力の供給を行った月数：電力購入契約の供給開始月から、解約月の前月までの月数

(別紙3) リスク分担表

予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			甲	乙
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	<input type="radio"/>	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		<input type="radio"/>
	第三者賠償	太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		<input type="radio"/>
	安全性の確保	調査・設計・建設・維持管理における安全性の確保	<input type="radio"/>	
	環境の保全	調査・設計・建設・維持管理における環境の保全		<input type="radio"/>
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		<input type="radio"/>
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		<input type="radio"/>
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（瑕疵を除く）	<input type="radio"/>	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		<input type="radio"/>
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		<input type="radio"/>
	瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		<input type="radio"/>
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	住民対応	事業に伴う調査、工事等に関する近隣住民の苦情、要望などへの対応		<input type="radio"/>
計画段階・設計	測量・調査	事業者の測量、調査等に不備があった場合		<input type="radio"/>
	物価	物価変動		<input type="radio"/>
	応募コスト	応募コストの負担		<input type="radio"/>
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		<input type="radio"/>
工事段階	物価	物価変動		<input type="radio"/>
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		<input type="radio"/>
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		<input type="radio"/>
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		<input type="radio"/>
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		<input type="radio"/>
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払の遅延・不能によるもの	<input type="radio"/>	
		市施設使用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		<input type="radio"/>
	金利	市中金利の変動		<input type="radio"/>
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	<input type="radio"/>	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		<input type="radio"/>
	天候不良	天候不良による発電量の減少		<input type="radio"/>
	市施設の点検	電気設備の点検等による一時的な発電量の減少		<input type="radio"/>
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		市の過失等による設備の損傷	<input type="radio"/>	
		天災・暴動等によって生じた設備の損害		<input type="radio"/>
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		<input type="radio"/>
		設備に起因する市有施設への障害		<input type="radio"/>
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	<input type="radio"/>	
	運営	電力使用量の増減		<input type="radio"/>
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		<input type="radio"/>
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		<input type="radio"/>